

介護予防で塩尻モデル創出を



篠原 敏宏
(市政同志会2015)

◆「総合事業」で介護予防は良くなるか

問 介護事業は4月から新たに介護予防・日常生活支援総合事業として一部国から市町村事業に移管になるが、これにより介護予防の観点で利用者サービスは今より良くなると考えていいか。

答 全国一律のサービスから市町村の実情に応じ国のサービス内容を緩和したサービスや地域住民主体の多様なサービスを受けることが可能になり、選択肢が広がるとともに負担の低減にもつながる。

問 しかし、制度改正で現在の二次予防事業利用者が現在受けているサービスを利用できなくなる場合が出る。一部利用者からはぜひ続けて欲しいとの切実な嘆願書も出ている。これは後退ではないか。

答 今までどおりいかなくなる部分も確かにある。住民要望も承知しているので、これまでのサービスが継続できるような「塩尻モデル」を至急

検討したい。

◆桜沢バイパス工事とその後
問 19号桜沢バイパス工事の進捗状況はどうか。現道のメンテナンスはどうなるか。

答 すでに奈良井川をまたぐ橋梁ができ、トンネル施工も3月中に契約になる。5月に予定する地元説明会で国交省から完成時期が示される見込みだ。現道については、完成後市道に移管になる。片平橋補修や桜沢北側張出し歩道の撤去、落石防護ネット補強等必要な補修をバイパス開通までに行うよう、関係機関に働きかけていく。



19号桜沢バイパス橋梁とトンネル坑口予定地付近

市街地における松くい虫被害の対処について



中野 重則
(清風クラブ)

◆被害木の処理と拡大防止策

問 松林区分ごとの被害対策基本方針が定められているか。

答 松林区分ごとの被害対策基本方針は、「守るべき松林」、「被害拡大を防止する松林」、「その他の松林」の3区分に分け、対策を定めている。それぞれの被害対策は。

問 「守るべき松林」は、被害木の伐倒・くん蒸処理、予防対策として樹幹注入等を行い、「被害拡大を防止する松林」は、被害木及び異常木の伐倒・くん蒸処理、更新伐や樹種転換を行っている。「その他の松林」は、個人所有や、公共施設の松が対象で、被害発生時には市で処理しているが、本年度からは、樹幹注入薬剤に対する補助制度を実施し、所有者自ら被害予防に取り組んでいただいている。

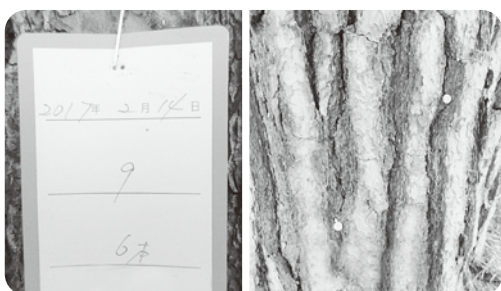
◆公園内における伐倒駆除と伐倒後の植栽は

問 公園は、広く伐倒駆除を行うと日陰の場所が減少する。被害木を伐倒した後には代わる

植栽をどのように考えるか。

答 公園内における取り組みは、被害発生個所の実績を見る中で、被害の拡大で日陰などが減少し、公園機能の低下が懸念されそうな公園を想定した。吉田の長者原公園と新田の北部公園などでは、疑わしい松以外の松にも樹幹注入剤を施すなど、公園機能の維持に努めている。

問 樹幹注入の効果期間は。 **答** 効果期間は最大で7年間であり、経過後は再度注入する。



樹幹注入ラベルと樹幹注入痕